

## 市川三郷町自然エネルギー有効活用促進奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町の環境基本計画の基本目標「将来にわたって持続可能なまちづくり」を目指して、自然エネルギーを有効活用する住宅用太陽光発電システム機器（以下「機器」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、有限な化石燃料に頼らない環境負荷の少ないエネルギーの普及促進に寄与することを目的とする。

### (交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる機器は、その発電力の全てが電力会社と電力受給売電契約を締結している物件とする。

### (交付額)

第3条 奨励金の額は、機器の最大出力1kW当たり3万円とし、上限額12万円とする。額に端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てるものとする。また、同一年度内の奨励金は、一人一回限りとする。

### (交付条件)

第4条 この奨励金は、自らが居住するために新築し、又は居住する住宅に機器を設置した者で、次の要件を満たしているものに交付する。

- (1) 町内に住所を有する個人（町内に自ら居住するために住宅を新築する者を含む。）
- (2) 町税を完納している者
- (3) 機器の設置日から、6ヶ月以内に居住し申請を行なう者

### (交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市川三郷町自然エネルギー有効活用促進奨励金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

### (交付決定及び通知)

第6条 町長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、申請者に市川三郷町自然エネルギー有効活用促進奨励金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(実績報告)

第7条 交付決定を受けた申請者は、機器を設置後すみやかに市川三郷町自然エネルギー有効活用促進奨励金実績報告書(第3号様式、以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の確定)

第8条 町長は、実績報告書に基づき、申請者の立会いのもと現地調査をして、機器設置の確認を行い、申請者に市川三郷町自然エネルギー有効活用促進奨励金確定通知書(第4号様式)により通知する。

(奨励金の請求及び支払い)

第9条 町長は、申請者からの市川三郷町自然エネルギー有効活用促進奨励金実績報告書兼請求書(第5号様式)により支払うものとする。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた者に対して、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力)

第11条 町長は、この要綱による奨励金を交付した者に対し、必要に応じて設備施設に係るデータの提供を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。